

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }  
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿  
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長  
(私学振興・青少年育成局政策課)

### 緊急事態措置の延長について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県の新規陽性者数は、5月12日に過去最多の634人となって以降、徐々に減少しておりますが、病床使用率や重症病床使用率ともに高い水準にあります。医療機関への負荷が大きい状態が継続しており、引き続き人出を抑える必要があります。

このような状況を受け、本県対象の緊急事態宣言の期間が延長となったことに伴い、緊急事態措置の期間を6月20日まで延長します。

県民の皆様には、生活や健康の維持に必要な場合を除いた不要不急の外出・移動の自粛を、事業者の皆様には、出勤者数のさらなる削減など、これまでに引き続き要請します。

大学等におかれましては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」（令和3年5月21日付文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）を御参照いただき、学生の学修機会の確保と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立に取り組んでいただきますようお願いいたします。

一日も早く緊急事態措置から脱却できるよう、引き続き、御協力をお願いいたします。

#### <添付資料>

「緊急事態措置の延長について」

担 当：福岡県人づくり・県民生活部  
私学振興・青少年育成局政策課  
副課長 津田  
T E L：092-643-3127  
メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp